

千葉県警察本部訓令第22号

捜査実務研修所運用要綱を次のように定める。

平成19年12月18日

千葉県警察本部長

警視監 東 川 一

### 捜査実務研修所運用要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、捜査実務研修所（以下「研修所」という。）の運用について必要な事項を定め、もって事件に強い警察を確立するための優れた捜査官を育成するとともに、警察組織全体の捜査能力の向上を図ることを目的とする。

#### (任務)

第2条 研修所の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各種研修及び教養についての企画及び実施に関すること。
- (2) 幹部研修生の選考に関すること。
- (3) 女性捜査官研修生の選考に関すること。
- (4) 刑事警察官の任用に関すること。
- (5) 研修の実施状況及び結果の検討に関すること。
- (6) 研修に必要な予算に関すること。
- (7) その他所長が必要と認めること。

#### (編成)

第3条 研修所は、所長、副所長、所長補佐及び所員をもって編成し、次の者をもって充てる。

所 長 刑事部参事官兼刑事総務課長

副 所 長 刑事部理事官又は刑事総務課管理官

所長補佐 刑事部刑事総務課課長補佐（捜査実務研修所担当）

所 員 刑事部刑事総務課係長

#### (研修所が行う研修等)

第4条 研修所が行う研修等は、別表1から3までに掲げるとおりとする。

- 2 別表1に掲げる捜査幹部研修及び女性捜査官研修における研修生の選考については、警務部警務課と連携して行うものとする。
- 3 別表1に掲げる警部任用科入校前等捜査実務研修並びに別表2に掲げる機動隊員に対する捜査実務教養及び千葉県警察刑事技能指導員（C I S（Criminal Investigation Skill）指導員）教養については、警務部教養課と連携して行うものとする。

#### (刑事教養の管理)

第5条 研修所は、刑事警察官の実務能力向上を図るため、刑事教養の実施及び受講状況を管理するとともに教養効果の検証により、当該研修等の充実を図るなど刑事教養の管理を徹底するものとする。

附 則

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

以下別表省略